

第4回藤沢市石綿関連疾患対策委員会

会議録

2016年（平成28年）3月

総務部 行政総務課

開催日：2016年（平成28年）1月12日

時間：19時00分から21時05分まで

場所：湘南NDビル8階 8-1会議室

出席者：村山委員長，永倉副委員長，久保委員，牛島委員，名取委員，
吉村委員，塩見委員，清水委員，

【事務局】中島総務部参事，饗庭行政総務課主幹，
吉原行政総務課課長補佐，中野行政総務課主任

【職員課】中村主幹，横田上級主査

【保育課】武井参事，中川主幹，新井課長補佐，藤田課長補佐，
戸部主査，浅木主任

欠席者：有園委員

傍聴者：1名

委員長	それでは，これより第4回藤沢市石綿関連疾患対策委員会を開会します。 本日はお忙しいところ，ご出席いただき，ありがとうございます。 では，まず本日の出席状況について，事務局から報告をお願いします。
事務局 （中野主任）	本日の会議の状況ですが，現在出席している委員が9名です。欠席委員については，有園委員から欠席のご連絡を受けておりますので，1名となっております。そのため，本日の会議が成立していることを報告いたします。 なお，本日は傍聴者が1名いらっしゃいます。 報告は以上です。
委員長	ありがとうございます。 事務局からは傍聴者のご発言はお控えいただくよう指示が出ておりますが，もし何かありましたら，傍聴者の方からもご発言いただければと思います。 その際は，手を挙げてご発言いただくよう，お願いいたします。 では，まず議題の2ということで，各専門部会の部会長の確認ということで，事務局よりご説明をお願いします。
事務局 （中野主任）	では，議題の2，各専門部会の部会長の確認ですが，これまで各専門部会からの報告等によりまして，今から申し上げるとおり部会長が選任されておりますので，本日改めてご承認いただければと存じ

	<p>ます。</p> <p>まず，判定部会の部会長については，名取委員。</p> <p>続いて，補償検討部会の部会長については，牛島委員。</p> <p>最後に，リスク推定部会の部会長については，久保委員となっておりますので，改めてこの場でご確認いただければと存じます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>では，今の説明のとおり，名取委員・牛島委員・久保委員に部会長をお願いするというので，よろしいでしょうか。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>では，次に議題の3番目「平成27年度浜見保育園アスベスト問題に関する説明会実施報告について」に移ります。</p> <p>では，事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (中野主任)	<p>引き続き，事務局から説明いたします。</p> <p>資料につきましては，資料1から資料3までをご参照いただければと存じます。</p> <p>浜見保育園アスベスト問題に関する説明会については，昨年12月12日土曜日の検診に先駆けて実施いたしました。</p> <p>まず行政総務課主幹の饗庭から，本市で過去に実施したアスベスト含有調査において，浜見保育園4歳児室にアスベストが使用されていることが発覚したことや，4歳児室において雨漏りがあったこと，また昭和59年度に改修工事があったことなどから，アスベストが飛散した可能性があるとして，当時より保護者等と市で協議し，専門機関のアドバイスも受けながら，その時点の結論として検診を実施していくことを決定しました。</p> <p>それに伴い，平成27年度については，当初予定では平成11年度の4歳児クラスの在籍児童に対し検診を実施することとなっておりますが，前回の委員会においてご議論いただき，今回の検診においては昭和59年度改修工事の際の在籍児童及び職員も対象に加えることとなりましたので，今回このような方々にご出席いただいている旨を説明いたしました。</p> <p>続いて，村山委員長よりアスベストに関することやアスベスト疾患に関すること，また本委員会の経過報告についてご説明いただきました。</p> <p>説明概要については，資料1に記載のとおりで，その際に使用した資料としては資料2．こちらは，当日ご出席いただいたみなさまの</p>

	<p>お手元に配付した資料でございます。</p> <p>資料3は、当日村山委員長がご説明の際に使用した、パワーポイントの資料ですので、ご確認いただければと存じます。</p> <p>この場では、詳細の説明は割愛させていただきますが、概要としましては、アスベストが日本においてどのように使用されてきたのか、またどのような有害性のある物質なのかという点や、本委員会の目的や開催経過、各専門部会の検討内容についてご説明いただきました。</p> <p>少し資料に訂正がございますが、資料3において補償検討部会の部会長が久保委員となっておりますが、この後に補償検討部会の中で調整があり、先ほどご説明したとおり、部会長が牛島委員へと変更されております。ご修正をお願いします。</p> <p>以上のような説明を行いまして、出席者からもご質問はなく、また検診終了後まで清水委員にご同席いただき、心理相談のスペースを設けましたが、心理相談もなく終えております。</p> <p>最終的な、参加者については、資料1の4、その他の(1)に記載のとおり、昭和59年度在籍児童の方が3名、平成11年度4歳児クラス在籍児童の方が2名、昭和59年度在籍職員が3名ということで、計8名の参加があったものです。</p> <p>なお、資料配付のみ希望されている方がいらっしゃったため、1名に資料配付をしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>補償検討部会の部会長の件につきましては、資料2の記載内容についても、ご修正くださるよう、お願いします。</p> <p>概要は今ご説明いただいたとおりですが、何かご質問等はございますか。</p>
久保委員	<p>ご質問等はなかったとのことですが、説明会自体の雰囲気ですとか、説明会前後での質問等はいかがだったのでしょうか。</p>
事務局 (中野主任)	<p>事務局とともに保育課の職員も当日おりましたが、特にこちらへのご質問等はありませんでした。</p> <p>雰囲気としましては、若い方もいらっしゃいましたので、アスベストとはどういうものかというのを再認識いただいたといったところです。</p> <p>また、本当に雑談程度ですが、元保育園職員と保育課の間では会話は多少あったといった印象です。</p>

牛島委員	今回の呼びかけ対象となったのは、何名であったのでしょうか。参加者は8名ということですが。
保育課 (新井補佐)	昭和59年度の在籍児童、職員と平成11年度の児童合わせて、86名でございます。
赤堀委員	<p>会議がある度に私から周囲の方々に「このような話があった」ということを話すと、私のもとに様々な質問が寄せられるのですが、それに対して今回の参加者が8名というのは、非常に少ない印象です。説明会の際の資料というのは、参加した方だけに配布ということでしょうか。</p> <p>保育園に子どもを通わせていた方ばかりなので、みなさま働いていて、参加は難しい方もいると思いますが、希望者には資料を送付してもらうことも可能でしょうか</p>
事務局 (中野主任)	説明会時の資料は、本日の委員会資料でもあるため、今後ホームページにも掲載してまいりますので、そこでご確認いただくか、希望される方に対しては郵送することも可能です。
赤堀委員	希望しないと郵送されないのでしょうか。
事務局 (中野主任)	<p>現状では個別通知というのを行っていないため、基本的にはホームページでご確認いただくしかないところです。</p> <p>しかし、今後どのように児童の方や職員の方に情報発信を行っていくかという課題にもなってまいりますので、その点については今後検討してまいりたいと考えております。</p>
委員長	<p>情報提供の実施方法については、最後の議題のその他の中で、議論していただく予定です。</p> <p>今回私が説明するための資料も、直前にならないと完成しなかったということもあり、事前にお送りすることも難しかったところです。しかしながら、赤堀委員のご指摘ですと、説明会や検診の案内の際に、資料等についても同封する方が望ましいということでしょうか。</p>
赤堀委員	<p>終了後でもよいので、「こういった内容でした」というようなものを送付してもらえるとよいと思います。</p> <p>働いている方であったり、母子家庭の方であったり、様々な方々がいらっしゃる中で、時間が取れない方も多くいらっしゃいますので、そういったことも考慮して、情報提供してもらう方がよいと思います。</p>
委員長	その点については、事務局で検討していただけますか。
事務局	かしこまりました。

(中野主任)	
委員長	<p>では、その他にはいかがでしょうか。 大体、よろしいでしょうか。 それでは、この議題についてはこれまでとさせていただきます。</p> <p>次から3つの議題については、各部会の報告になりますので、各部会長からご説明いただければと思います。</p> <p>まず、4番目の議題は、藤沢市石綿関連疾患リスク推定部会の経過報告ということで、こちらについては部会長の久保委員からご説明をお願いします。</p>
久保委員	<p>今回、正式に部会長となったわけですが、リスク評価については素人ですので、交通整理を中心に担ってまいりたいと考えております。よろしくをお願いします。</p> <p>前回の委員会後、2回リスク推定部会を開催しております。</p> <p>資料4の1については、前回委員会で報告している事項です。</p> <p>2が第3回のリスク推定部会での検討事項、3が第4回の検討事項となっております。</p> <p>主だった課題としては、遊戯室に天井板を張った時期というのが、いまだに確定されない状況です。</p> <p>昭和59年度というのは当初から言われていた時期ではありますが、当時の設計図書等を見ても「天井板張替」との記載もあり、また当時工事を担当した市の職員からも張替であったという話もあったため、いつ初めて天井板を設置したのかというのが確定できない状況ですので、当時の写真や様々な資料を参照し確認してきたところ です。</p> <p>なお、後ほどまとめて報告いたしますが、この時期というのは概ね確定できてきたところ です。</p> <p>それから、雨漏りにおける飛散については、類例がない飛散事例なので、実際にシミュレーションを実施しなければ、濃度状況等が分からないということで、市の担当者も含めて適切なシミュレーションが実施できるよう対象施設を検討してきましたが、現状では適する施設がない状況です。</p> <p>この点については、後ほど永倉副委員長から詳しくご説明いただきたいと存じます。</p>

経過については、資料4のとおりですが、資料5をご覧いただくと、これまでリスク推定部会で議論してきた推定事実の概略を記載しております。

飛散事故とばく露の状況ということで、シミュレーション実験ないしは、リスクの評価の前提となる事実の推定、または事実が推定できない場合には、合理的なかたちで仮定せざるを得ないのですが、その前提となる状況をできる限り把握していこうというのが、これまでの作業でした。

前回の委員会で報告しました経過報告が、その他資料として出ておりますが、ばく露の可能性のあった事故については、昭和59年度の改修工事の時点、それから平成11年から平成17年までの断続的な雨漏りの際の飛散によるばく露の可能性、それから平成16年から平成17年の間に行われた天井を外したりずらしたりした点検の際の飛散ということで、3種類の事故があったのではないかとということで、それぞれについて検討を行っているところです。

第一の改修工事については、時期が確定できていなかったのですが、前回のリスク推定部会において、ほぼ毎年度の卒園式の際の写真が提供されまして、それが当該遊戯室で撮影されていたのですが、その写真からやはり昭和59年度改修工事において天井が張られたというのが、妥当と言いますか相当な結論と言って構わないであろうというところです。それまでは吹きつけ材がむき出しの状態であり、昭和59年度改修工事の際に、天井板が張り付けられたと考えています。

そのため、天井板を張り付けた際に、天井板を支えるための吊りボルトが打ち付けられ、また火災報知器等の設備を取り外したりしているため、相当の飛散があったのではないかと考えられます。この点については、以前にアスベストセンターがシミュレーションを実施した際にも、昭和59年度改修工事における飛散が最も危険ではないかと結論づけられております。

そうした意味では、今般天井板設置の時期は確定できましたが、どのような工事が行われたのかが不明であるため、その点についてリスク推定部会に工事担当者等呼んで、事実関係を確認していく予定です。その際に、飛散の場所や工事の態様を確認していくという作業を実施していく予定です。

更に、ばく露条件と記載している、工事の際に園児や職員がどこにいたのか、工事現場との関係はどうなっていたのかという点の確認

も必要と考えております。園庭にプレハブが作られ、そこに園児等はいたのであろうと推測できるのですが、その点についてもばく露条件を設定するために、今後確認していく予定です。

それから、(資料5の)2については一番不明なところですが、いわゆる雨漏りの問題ですが、記録的には大体平成11年度から平成17年度の間断続的に雨漏りがあったとのことであり、その雨漏りを処理したバケツや雑巾が乾燥し、雨漏りに含まれているアスベストが飛散したのではないかと考えておりますが、これについてはこれまで調べた中でも確認が難しいところであり、態様等については一定の合理的な仮定が必要であらうと考えております。ばく露条件については、園児は雨漏りの際には、室内で遊んでいたのであろうと考えておりますので、それを前提にシミュレーションを実施しなくてはならないと考えております。

実際のシミュレーションについては、先ほどからお話ししており、適当な施設がないため、今後も検討しなければならないといったところです。

それから、(資料5の)3ですが、点検等によって天井板を外して、中にある吹き付け材を採取したということが行われているのですが、これは過去に実施されたアスベストセンターのシミュレーションで環境濃度を測定した際の写真や数値があるわけですが、これを見る限りではほぼ問題ないものとなっており、これと同程度であるならば、平成11年度から平成17年度の間雨漏りにおけるリスクも問題ないものであろうと考えられるかと思えます。

しかし一方で、本当はかなりの吹き付け材が天井裏に落ちていたという写真があったとのこと意見が、問題発覚当時からあることから、その点については天井板を開けた用務員の方に、もう少しその時の状況、天井板を外した状況や場所等を確認していきたいと考えております。

なお、天井板を取り外した際には、園児は同室内にいたということが、過去の聞き取り内容にもありますので、そうなのであろうということです。

そういったわけで、これまで4回リスク推定部会を開催してまいりましたが、ある程度の事実は判明してきたという面もあれば、これ以上掘り下げるのが難しいというもの、またまだ確認が必要なものとありますので、シミュレーションを行う場合の前提事実の確認としても、様々な文献等を参考にする場合にもその前提事実が必要

	<p>になりますので、更に事実を確認していくといったところです。</p> <p>そのため、私が前回の委員会において楽観的に、あと2～3回程度で事実確認は終了するような発言をしましたが、それは難しくなってきたといったところです。</p> <p>これまでの状況としては以上ですが、雨漏りのシミュレーションに関して、永倉副委員長からご説明いただければと存じます。</p>
副委員長	<p>雨漏りのシミュレーションについては、適宜再現実験ができるような、吹き付け材があって、かつ除去工事や改修工事等の養生がされている施設がないかということ、市の担当者とともに確認してきました。</p> <p>第4回リスク推定部会前の、去年の暮れに市から候補施設としてどうかということで、1軒現地確認したところもございます。</p> <p>そこについては、確かに吹き付け材がある施設ではあるのですが、分析してみると、アスベスト含有率がかなり低く、浜見保育園のものとは10倍から100倍程度異なるため、シミュレーションを実施する施設としては適さないのではないかと、一緒に現地確認を行った、東京労働安全衛生センターの外山さんと話をしていたところです。</p> <p>そのため、改めて市担当者に対して、他の施設を探してもらうよう、依頼しているところです。</p> <p>今、久保委員から説明があったとおり、シミュレーションについては、アスベストの層を雨漏りが通過して、天井板に染み出したものが乾燥してどの程度飛散するのか、また床に落ちた雨漏りが乾燥してどの程度飛散するのかという、これまであまりデータがないものを実験するため、慎重に検討しているところですが、現状では適した施設がないといったところです。</p> <p>シミュレーションについては以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、他の部会員の方から何かございますか。</p> <p>私自身も部会員ではありますが、久保委員のお話にもあったとおり、ある程度分かってきた部分もありますが、どうしても詰め切れない部分があることも事実です。</p> <p>加えて、永倉副委員長からお話があったとおり、シミュレーションを行うにしても、なかなか適切な施設が見つからないという</p>

	<p>ころです。</p> <p>シミュレーション対象施設が見つかるまで待つというのも一つありますが、対象者や保護者の心情を考えると、あまり時間をかけることも望ましくないと考えられますので、ある程度作業を続ける中で、来年度中には推定リスクをある程度出さなければならないかと考えております。</p> <p>この進め方については、後ほどご議論いただければと思います。</p> <p>他の委員の方から、何かございますか。</p>
<p>名取委員</p>	<p>リスク推定部会の方々は、非常に大変な思いをされているかと思いますが、ここが一番重要な部分でございますので、少しお願いをさせていただきます。</p> <p>まず一つは、昭和47年度から昭和59年度までは吹きつけ材がむき出しであったということは間違いないとすると、損傷があった際とは飛散具合が異なるにせよ、ある程度の飛散はしているかと思われる。</p> <p>そういったことがデータとしてありますので、そこも踏まえてリスクの推定をお願いしたいと思います。</p> <p>また、現在リスク推定部会では、どのような事実があったのか、またその際の濃度がどの程度であったのかということを中心に確認されているかと思いますが、仮にその部屋が一人しか入れないような部屋であるならば、あまり大変なことではないかと思いますが、その部屋が50人収容していたとなると、これは大変なことになってしまいます。</p> <p>そのため、濃度確認と同時にその部屋には昭和47年度から平成17年度までの間に、何人が滞在していたのか、またどのくらいの時間滞在していたのか、という点もそろそろご確認いただき、推定につなげていただきたいと思います。</p> <p>もう一つは、建物で起こった飛散でございますので、当該部屋が最も濃度が高いのは当然ですが、その周囲の部屋、上下の部屋なども10分の1程度は濃度があったという推定値もありますので、それも踏まえた対象者の推定も行っていないと、適切な対策には結びつかない可能性もあるため、その点についても是非ともお願いしたいところです。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>3点ということで、59年以前の飛散という点、それから二つ目が</p>

	関係するばく露程度，人数ですとか時間といった点，それから三つ目が周辺の部屋への影響といったところを，ご指摘いただきました。
久保委員	リスク推定は素人なもので，もう少し調べて，部会でよく検討していきたいと思います。 一点だけ，今のご指摘の件で確認ですが，部屋にどの程度の方が常時いたのかというのは，昭和47年度から昭和59年度までの劣化による飛散という視点でしょうか。
名取委員	そこまでということではなく，平成17年度までの間の話です。絶えず何歳児がどのくらいいたのか。 それによってどういった方がどの程度ばく露したのかが変わってしまいますので，開園当時から平成17年度までの間に，何歳の方がどのくらいの時間滞在していたのかを推定しないとイケないと思います。 濃度かける時間がリスクに結びつきますので，この部分が重要かと思えます。 更に，周辺の部屋でもその10分の1程度は濃度がありますので，そこも見ていく必要があると思います。
久保委員	常時ある程度飛散しているということでしょうか。
名取委員	損傷時と比べると，ごくわずかではありますが，ある程度は飛散しているものと思います。
牛島委員	特定の，例えばAさんやBさんが，何時間そこに滞在していたのかという確認は，不可能だと思いますが。
名取委員	さすがに，そこまでは不可能であると思います。 そのため，何歳児がどの程度使用していたのかというかたちでよいと思いますので，その点を当時の職員や保護者の方から聞き取りを行えばよろしいかと思えます。 そこからおおまかな滞在時間と年数を推定することが必要だと思います。
委員長	ありがとうございます。 今の点については，先週のリスク推定部会においても，久保委員からご提出いただいた資料に課題としてあったかと思えます。 ばく露の可能性のある児童に関する時期及び時間等についてということで，リスク推定部会における検討課題としては，挙がっているところです。 今の点に関連すると，2番目の雨漏りに関しては，年に何回程度雨

	<p>漏りがあったのか、また雨漏りがあった時期がいつ頃なのかという点も確定していかないと推定に結びつかないため、対象期間の降水量も参照して、何パターンか場合分けをして、考えていくようかと思えます。</p> <p>それに児童と職員の滞在時間を加えていくという方法になるかと思えます。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>では、リスク推定部会については、引き続きご検討をお願いします。</p> <p>それでは、議題の5番目、「浜見保育園アスベスト関連検診にかかる補償に関する報告について」ということで、こちらについては部長の牛島委員からお願いいたします。</p>
牛島委員	<p>資料6にこれまでの経緯をまとめてありますが、これは7月30日の委員会資料を基にしております。</p> <p>まず、前回の委員会以降、これまでの部会での検討、特に7月30日付の中間報告を基に、主に委員間で電話やメールにより協議してまいりました。</p> <p>11月に市から補償についてはどうすべきかという質問があり、これに対して口頭で回答しているところです。</p> <p>(1)の検診・読影に関する費用はこれまでどおり市負担が妥当であります。また、他で撮影された画像を取り寄せるための費用についても、具体的請求があれば市で負担することが妥当であろうと回答しております。そのあと、市から人間ドックの場合はどうかというような質問もありましたが、とりあえず次の点へと移ります。</p> <p>(2)の(1)以外の検診対象者の検診に際する損失に対する補償については、対象者の手続き的な負担が過重にならぬよう配慮し、公平なものとするよう伝えております。</p> <p>(3)としましては、当時在園または在職して、アスベストばく露を受けた可能性のある者が検診を受けることは、必要かつ合理的な範囲の行動のため、その損失は補償されるべきというのが基本の考え方です。</p> <p>その補償としては、検診に際する交通費、一定の場合は免除というかたちとしておりますが、一定以上の場合には支給の対象としてよいだろうとしております。検診のために業務を休んだことによる逸失利益、また業務は休んでいないが時間を拘束されたことによ</p>

る損失については、検診参加補償という考え方で、1回について一定額としております。逸失利益の概念からすると、本来は職種などによって金額は変わってくるものですが、本件についてはそこまで差別化する必要がないであろうということで、1回について一定額としております。

但し書きが次にありますが、県内くらいの移動交通費については本人負担でもよいかと思いますが、県外や東京都外である方については、本人が実費を請求する場合には、それに基づいて支給することは問題ないとしております。

(4) ですが、一定の検診参加費用として支給する場合には、どのくらいの額でしょうかという点については、実際の検診については、その前に説明会も開催すること等から、2時間を超えて3時間程度であったり、人によってはそれ以上かかる場合もあるかもしれないということで、支給するならば5,000円程度と回答しております。もちろん幅はありますが、事務負担等も考慮すると一定額として、このようなかたちを考えました。

その基となるのは、賃金センサスです。全年齢平均、平成26年度のもので、性別で出ているものから、裏面に移りましてアルバイト時給、それから裁判員や訴訟証人の日当を勘案し、1日までは拘束されないということから、支給するならば5,000円程度としたものです。

具体的な支給基準や支給手続きについては、最終的には市がこれを基に判断し、細部を定めていけばよいと考えております。

また、検診回数を増やすよりは、他の検診の画像等を引用する方が合理的で望ましいと考えております。その他、様々なパターンが生じてこようかと思いますが、その場合には合理的に検討していくこととしております。

2として、市から意見照会がありまして、検診参加補償費については、2,500円程度でどうかという質問がありましたが、この点については(2)に記載のとおり2時間以内に終了するのであれば、2,500円とすることも許容できないわけではないとしております。

若干低い金額かとも思っておりますが、その点については本委員会でもご議論いただければと思います。

(1)には、説明会のみ参加して、検診は他で行ったような方につ

	<p>いては、検診参加補償は支払うかという点については、説明会に参加し情報を得るという行為が因果関係を認められるかという点が課題となりますが、因果関係がないとも言えないですが、微妙な場合があるというところです。説明会に参加しなければ、その情報が得られなかったのかという点では、微妙ではありますが、説明会の趣旨・内容によっては、支給対象とできるとも考えております、</p> <p>また、保護者等の代理人のみが参加した場合にも、この説明会でしか情報が得られない場合には、対象とすることも可能であろうと考えております。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何か補足はありますか。</p>
久保委員	<p>前回の委員会で、実際に検診を行うということが決定されたわけですが、最後に検診に際する補償はどうしていくかという課題が生まれて、補償部会において検討し、それを基に実行しようとなりましたので、これまで補償部会において検討した内容を、市に伝えたというものです。</p> <p>実際のどういった際に、どういった対象に支払っていくのかという点に関しては、今回の基本的なものを参考に市で決定して、実施していくものと考えております。</p> <p>実際に、判断に迷うようなものがある場合には、再度補償検討部会と検討して、実施していくということで認識しております。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ひとまず、こうした内容でご提言いただいたということで、ご説明いただきました。</p> <p>委員の方から、何かご質問等はございますか。</p>
名取委員	<p>検診にかかる補償という考えは、これまで前例がないわけですが、たとえば1の(1)に記載の検診に際する負担は、これまでどおり市の負担とするという結論だけが出ておりますが、できればその理由をお書きいただくと、分かりやすいのかなと思います。</p>
牛島委員	<p>本当は、1の(3)の必要かつ合理的な範囲の行動という点が、理由となりますので、それを(1)に持っていこうと考えておりましたが、修正漏れでした。</p>
名取委員	<p>その次の、画像を取り寄せるために要した費用も、具体的な請求に基づき、市が負担することが妥当であるということにも、こういうわけでという理由を付してもらえるとよいかと思います。</p> <p>また、一般的には「逸失利益」や「検診参加補償」等の用語も、分</p>

	<p>かりにくい部分がございますので、もう少し分かりやすく表現していただき、最終的にはどなたでも分かるような記載としてもらえればと思います。</p> <p>個別事例として、こうした場合にはどうしようという相談もあるかと思いますが、そうした相談があった際のQ & Aのようなものも、ご作成いただけるとよいかと思います。</p> <p>それに対して、新たな案件をその都度付け加えていくということで、運用していけるとよいかと思います。</p>
牛島委員	<p>実際には、本当に様々なパターンがあり、様々な質問が出てくると思いますが。</p>
名取委員	<p>ある一定期間までのものでよいと思いますので、それまでに出た質問に対してはこのように考えるというようなものを、とりあえずご作成いただければと思います。</p>
久保委員	<p>これは市がお金を出すことになるため、こうした提言を受けて、市がどのような場合でもあてはまるような要綱を作成し、運用していく方がよいかと考えております。</p> <p>ケースバイケースで運用していくと、公平性が保てない場合も出てきてしまうこともありますので、いずれにしても実施する際には、市で要綱を作成されるものと思いますので、その中で個別事例のQ & Aのようなものも加えていけばよいのかなと思っております。</p>
牛島委員	<p>アスベストでは前例がありませんが、東電の原発事故においては中間指針というものがあり、結果がすぐ出るわけではないものに対する検診の補償という概念がありますので、本件についてはそちらが参考になるかもしれないと思います。</p>
名取委員	<p>そのようなものがある場合には、是非そのあたりも補足理由のようなかたちで書き加えていただき、類似の事例を引用し、参考としながら決定していくとよいのかなと思います。</p>
副委員長	<p>やはり、この点については保護者の赤堀委員がこの内容で分かるのかという視点も重要かと思っておりますので、より分かりやすい表現とするためにも、要綱作成等についてご参加いただくとよいかと思います。</p> <p>また、赤堀委員からご意見をあげていただいてもよいと思います。当事者抜きで作成してしまうのもよくないと思っておりますので、みなさんのご意見なども集めていただくとよいかと思います。</p>
赤堀委員	<p>全くの素人ですので、この文面が全て分かるかと言われると何とも言えませんが、こうしたものは大抵そういった性質であると感じて</p>

	<p>おります。</p> <p>そのため、分からない部分についてはどこに聞いたらよいのかという、相談窓口のようなものを設置していただけるとよいと思います。</p>
久保委員	<p>言い訳のようになりますが、この資料は委員会報告用に市へ伝えたことを記しただけですので、分かりやすさというのは考慮していないものです。</p> <p>実際、保護者の方々等に出す場合には、分かりやすい表現とし、かつ説明を行わないといけないものであるとは考えております。</p>
牛島委員	<p>ここで一番大事であるのは、1の(3)にある検診を受けること自体が、必要かつ合理的な範囲の行動であるということ、この委員会で共有することを第一としております。その点については、ご納得いただかないと、これから先の議論ができませんので。</p> <p>他のアスベスト事例では、検診に来たことによる補償というのは支払っていないため、これを支払っていくという考えをご確認いただきたいということです。</p> <p>場合によっては、検診結果が良くても悪くても、本人に結果が返っているということから、その結果自体が本人の利益となっているということから、検診参加に伴う費用までは市で負担する必要はないとしている事例もありますので、実際藤沢が初となるものですから、そうした点も踏まえ、この補償の範囲が合理的なものですよということの合意形成を図れればと考えております。</p> <p>なので、今回の件ですと、人間ドックで撮影した画像を利用する際には、人間ドックにおいて検診が行われ、それに加えて改めて読影をするということから、人間ドック部分については補償しないというような内容が書かれているということです。</p> <p>分かりにくい表現かと思いますが、そうした趣旨をご理解いただければと思います。</p>
副委員長	<p>恐らく、赤堀委員や保護者の方がこの委員会にご参加いただいている趣旨の一つとして、みなさんにご理解いただける資料作成という目的があると思います。</p> <p>そのため、こうした話を持ち帰っていただき、みなさんからの「こういった場合はどうなのか」「ああいった場合はどうなるのか」というような、ご意見をまた戻してもらえるとよいと思います。</p> <p>リスクコミュニケーションという観点からも、非常に大事なやり取りでありますので、ご面倒だとは思いますが、是非お願いしたいと思っております。</p>

委員長	<p>今回の提言については、ある意味では基本的な考え方というレベルで、牛島委員から説明のあったとおり、この検診に来ていただいた交通費と時間に対しては補償するという考え方が重要であると思います。</p> <p>ただし、どういった場合にどの程度補償するのかという点は、これだけでは分からないため、名取委員がおっしゃったようなQ & Aを作成していくか、あるいは久保委員がおっしゃったような要綱を作成していくのかということころは、お金を支払う事務でもございますので、ルール作りが必要かと思いますが、このあたりについては市から何か考えのようなものはありますでしょうか。</p>
事務局 (饗庭主幹)	<p>今ご議論いただいている、補償検討部会からのご提言を委員会において共有していただき、中間答申というようなかたちで市にだけだけた段階で、久保委員からお話のあった要綱を市の中で作成し、またそれを補償検討部会に確認していただき、最終的には委員会でご承認いただければと考えております。</p> <p>すでに今年度の検診は終わっておりますので、できれば年度内に補償についても固めてまいりたいと考えておりましたが、年度内に行うということは難しい状況になってまいりましたので、来年度早々に固めていければと考えております。</p>
久保委員	<p>今赤堀委員がおっしゃったような、こうした場合は、ああした場合はという事例を個別に相談受けたりするわけですが、明らかに補償の範囲内であるというものもありますが、我々でもなかなか判断に迷うケースというのもあります。</p> <p>そうした意味では、そういった事例などを集めていただいて、要綱作成の際に踏まえていければと思います。</p> <p>また、名取委員から挙げていただいた、遠いところからの受診というのは、どの程度遠方であったのかというような、具体的な事実も集積した中で、補償について詰めていった方がよいと考えます。</p>
委員長	それは事務局で事例を集めるということでしょうか。
久保委員	<p>そうですね。</p> <p>事務局でできる限り、事例等を集めていただいて、それを基に検討するのがよいと思います。</p> <p>あと、類似事例を抱えている他自治体での検討状況というのも、照会した中で、その結果が表のような資料になっているとよいかと思えます。</p>
名取委員	少なからず、アスベストに関しては藤沢市が最も先進であるため、

	<p>他自治体は参考にならないかと思われます。</p> <p>照会する場合には、こういった環境下の方々に健康診断を実施しているのか、またこういった方々を対象としているのかという、考え方の整理であれば有効かもしれません。</p> <p>他自治体はまだ対象者が成人になるかならないかくらいの年齢ですので、藤沢市と比較するというのは難しいかと思います。</p>
委員長	<p>先ほど、牛島委員がおっしゃっていた東電関係の参考事例というのは、こういったものでしょうか。</p>
牛島委員	<p>東電の原発事故に関する中間指針の中に、検診の記載がありまして、それは発病していない段階での検診の実施という内容ですので、藤沢市の案件の参考になるかと思われるものです。</p>
久保委員	<p>普通の交通事故もそうですが、通常は現実に被害を受けたり、怪我をしたり、病気になったりした人が、その損害を訴えるというケースなのですが、今回の場合はあくまで可能性なのですね。</p> <p>ばく露して、発症してしまう可能性がある場合に、通常であれば検診を受けて管理していきたくらうということでは、それは損害にあたるのであろうという考え方なのです。</p> <p>これは、東電の原発事故でも、実際に放射線で何か被害が出ているという状態ではないですが、不安を覚えた方が検診を受けるという行動は、通常考えられる範囲内であろうということで、それについては可能性を生じさせた責任があるとして捉えられています。</p> <p>そのため、実際に被害が出ていないものの、情報をきちんと伝えていなかった点などもあり、そういった場合には、説明会等にも参加して情報を把握しなければ不安で仕方ないという面がある際には、そこも補償の範囲内としていくという、そうした考え方なのです。</p>
名取委員	<p>ということ資料にもお書きいただけるとよいのかなと思います。</p>
委員長	<p>先ほど、事務局から答申を受けた後に要綱を作成していくとの話がありましたが、これ以外に答申を作成する必要があるということでしょうか。</p>
事務局 (饗庭主幹)	<p>本日の委員会での確認を持って、委員会での答申とさせていただきますとは考えております。</p> <p>いずれにしても、それに基づいて事務局としての要綱案を作成してまいりたいと考えております。</p>
委員長	<p>答申という言葉は、適当ではないかと思いますが、こうした提言を受けて、事務局にて案をご作成いただき、次回の委員会開催前に、関係者の方々と確認をしていただいた方がよいかと思います。</p>

	<p>先ほど、永倉副委員長からもありましたとおり、せっかく市民委員の方にもご参加いただいておりますので、よくお話を伺っていただければと思います。</p> <p>そのような方法でよろしいでしょうか。</p>
牛島委員	要綱案を作成する段階から、我々も関わっていった方がよいと思います。
委員長	必要に応じて、補償検討部会を開催していただいてもよいと思います。
久保委員	部会を開催しなくては、案も作成できないと思いますので、部会を開催して検討してまいります。
委員長	その際には、お時間がありましたら、是非赤堀委員にもご参加いただいて、ご意見を出してもらえればと思います。
牛島委員	要綱案を作成する段階から、赤堀委員にもご協力いただけるとありがたいです。
赤堀委員	では、本日の資料をまた周囲の保護者と共有し、ご意見があった場合には部会で提供させていただきます。
久保委員	<p>今後の検討という部分にはなりますが、今回の資料にも記載している、休業補償的性格の健診参加補償については、実際に何時間かかるかが不明であったこと等からも、ある程度幅を持たせて半日5,000円ということで提案しています。</p> <p>しかし、現実にどの程度時間がかかり、どの程度の負担となるのかという点は、我々も事務局もその時点でははっきりしていなかったものですから、賃金センサス等から勘案しても、半日であれば5,000円という提案をしたわけですが、改めて市と確認してみると、実際には2時間程度で終了する可能性が高いということで、それであれば2,500円でどうかという話があったという経緯です。</p> <p>根拠は別として、実際に説明会に来て、検診を受けた方々に対して、1回2,500円という金額が妥当かどうか、何とも言えないと感じているところですが、委員のみなさんとしては、この2,500円という金額をどのように捉えられているか、伺えればと思います。</p>
委員長	非常に難しい課題であると思いますが、今回の検診については2時間かかっていなかったと思いますが。
赤堀委員	純粹に主婦の立場として言わせていただくと、検診に参加しただけで5,000円ももらえたら、ラッキーと感じる金額であると思います。

	<p>実際、この補償がもらえるとは保護者も考えていなかったのです。当時は、とにかく子どもに何かあった時に、きちんと対応してもらうことを訴えていたので、この補償については市から問題を生じさせた責任という意味での補償と考えると、5,000円は大きい金額かなと思います。</p> <p>そのため、2,500円程度が妥当だとは思いますが。</p>
副委員長	仕事を休んで来る場合には、どうなのでしょう。
名取委員	<p>この間、検診を受けた方々の意見を聞いている立場からすると、被害を受けたと感じられている方々に対して、2,500円という金額は少ないのではないかと思います。5,000円くらいでないとなんか納得できないのではないかと思います。</p> <p>その感覚については、受け手によって異なるものかと思っています。</p>
赤堀委員	実際に被害を受けているのは子どもであり、保護者からすると、子どもに何かあった時の補償というのがメインであったのですが。
名取委員	しかし、中には30歳代になられている方もいらっしゃいますので、仕事を休んで説明会や検診に参加された方からすると、2,500円というのはどうなのかなと思いますが。
副委員長	色々意見はあるかと思っています。
牛島委員	<p>本来は検診の場にいる時間だけではなく、仕事を調整して時間を作り、他の予定を調整する時間を含めると、2時間だけではないのですね。往復の交通時間等もありますし。</p> <p>なので、5,000円というのは少ない気もしますが、一方でいい線かなとも思われるのですね。</p> <p>検診自体が本人の利益となる面もあるので、8,000円や10,000円ということではなく、5,000円程度が妥当なのかなと考えられます。</p> <p>ただ、参加人数が非常に少なく、短時間で終わってしまうような場合には、それを細分化することもあるのかなと考えました。</p> <p>そのため、金額については、はっきりとした根拠があるわけではないということです。</p>
委員長	<p>今回の対象は非常に幅が広いのですね。</p> <p>若い方もいらっしゃれば、元職員ということでそれなりのご年齢の方もいらっしゃいますので。</p> <p>そのあたりもご検討いただいて。</p>
牛島委員	人によって金額などを変えるということが、どうなのかという視点もあるかと思っています。

	収入がいくらだから補償はこれくらい、無職だからこれくらいという差別化が、良いのか悪いのか、非常に難しいところなのですね。
名取委員	その場合には、高齢で働いていない方の逸失利益というのは、どうなのかという部分も整理いただいた方がよいと思います。
久保委員	現状案の基本的な考え方としては、そのあたりは割り切っているところです。 本来は、主婦の場合どうであるとか、アルバイトの場合どうであるとか、色々な問題があるわけです。
名取委員	しかし、実際問題ですと、職員の方と児童の方は違うわけですから、職員の方でも退職されている方もいる中で、そこを区別されていないところに違和感を覚えます。 20歳くらいの方と、30歳代で働いている方と、退職されている方との逸失利益が同一というかたちで、案を作成されている点がどうなのかなと感じています。
久保委員	本来であれば、損害賠償というのは、各自の状況に応じて、それに相応しい金額を支給するというのが原則ですが、今回の場合ですと30歳代以上と20歳未満で分けるのか、また職に就いているいないで分けるのかという点は、いずれにしても調査しなければならない部分もございますし、その分各自の手続による手間も出てくるわけですから、ある程度割り切りも必要と考えております。
名取委員	職員と児童も同じと考えていくのですか。
久保委員	元職員をどうするかというのは課題としてありますが、職員と児童は分けて考えていくものです。
名取委員	元職員をどうするのかという点も、是非補償検討部会にてご検討いただいて、それを改めて示していただくとともに、一定の幅についても示していただければと思います。
牛島委員	他の委員も検診受診者の個別事象を踏まえた方がよいと思われませんか。
名取委員	これまでの検診を経験しているのは、私と保育課のみであるため、検診における幅という点のご意見は難しいのではないかと思います。
委員長	細かくすることは現実的ではないと思いますが、仮にある程度の分けができるならば、その部分は一定額とするということも可能かと思いますが、その場合にも根拠が非常に重要であると思われませんか。その点については、是非部会にてご検討いただければと思います。そのため、補償検討部会を開催し、検討していただく方向でお願い

	<p>したいと存じます。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>6番目、「平成27年度浜見保育園アスベスト関連検診読影結果について」ということで、この点については名取委員からご説明をお願いいたします。</p>
名取委員	<p>12月22日に、保健医療センターの読影室で、3名の医師で読影を実施しました。</p> <p>平成11年度浜見保育園4歳児クラス在籍児童については、全員異常ございませんでした。</p> <p>それから、昭和59年度浜見保育園在籍児童、5名中4名は異常ありません。1名の方については、継続の受診を勧奨するということで、来年度以降も検診を受診してくださいとしております。これもこちらで撮ったCTではなく、他院で撮られた5mmスライス幅という詳細のところまで見ることはできないものではない画像でありまして、そうしたものの読影でございました。</p> <p>読影の結果としましては、以前のCTの画像と変化なく、来年度の検診の受診を勧めるというものです。</p> <p>3番目ですが、浜見保育園の職員でございます。</p> <p>6名中5名は異常ございません。</p> <p>1名は、来年度の検診継続受診の勧奨をいたしました。</p> <p>この方につきましても、他院で撮られたCT画像の読影でございました。</p> <p>読影結果としては、胸膜肥厚疑い。来年度のアスベスト検診の受診を推奨しております。</p> <p>可能ならば、来年は保育課にて実施する検診にご参加いただき、CTを撮影させていただきたい。アスベストとの関連については不明です。</p> <p>読影結果の報告書については、1月4日に全員に発送され、今回CT撮影を追加で要する方はいませんでした。</p> <p>その後、事務局への問い合わせというのも、特段ございません。</p> <p>今後、要精密検査の方がいらっしゃった場合は、一番近いということもあり、吉村委員のよしむらクリニックを受診していただくというかたちとしております。</p> <p>そのうえで、総合病院への紹介が必要となった場合には、吉村委員から塩見委員が勤務する、北里大学病院へ紹介することといたしま</p>

	<p>した。</p> <p>それ以外の受診を希望する際には、本人希望のとおりとします。</p> <p>受診についての本人負担分については、今ご検討いただきましたとおり、補償の方向性が決まった段階で、藤沢市の負担とすることもあるかと思えます。</p> <p>次に、来年度以降に石綿関連疾患の判定を行うためのCT撮影を行う場合には、5mmのスライスですと、断片的な画像となり読影が難しい部分がありますので、現在ではヘリカルといって連続した画像を撮影できるCTがありますから、できれば次回撮影される場合には、2mmの高分解能CT、HRCTでの撮影を推奨したいと考えております。</p> <p>今回の検診において、要精密検査の方がいた場合には、医師及び清水委員による相談会を実施するとしておりましたが、精密検査必要者がなかったため、相談会については不要としております。</p> <p>なお、今後医師又は臨床心理士への相談希望者がある場合には、判定部会において、その開催について検討したい、というものです。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、他の部会員である吉村委員、塩見委員から何かございますか。</p>
吉村委員	<p>特にございません。</p>
塩見委員	<p>ありません。</p>
委員長	<p>清水委員、何かございますか。</p>
清水委員	<p>心理の場合、先日の場合は当日に相談を受け付けましたので、あまり相談が生じてこなかったかと思えます。</p> <p>何人か知り合いがその場にいる場合には、相談をしようという方は出てきにくいという点があります。</p> <p>今後こうした状況の中では、心理相談が発生してくる可能性は低いと思えます。</p> <p>今後も当日受診した方にお声かけしても、相談に来られないことが考えられますので、相談会の持ち方を検討させていただければと思います。</p>
委員等	<p>ありがとうございます。</p> <p>他の委員から、何かございますか。</p> <p>では、ご報告いただいたということで、ご確認いただければと思います。</p> <p>次に、7番目「今後の進め方について」ということで、資料の8と</p>

	<p>9ですね。 こちらについて、まず事務局からご説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (中野主任)</p>	<p>先ほどからも話が出ておりますが、今後の進め方、スケジュールということで資料を作成させていただきました。 資料8をご覧いただければと思います。 先ほどからもお話があるとおり、まずリスク推定が急務ということで、リスク推定部会については、今後も毎月開催させていただきたいと考えております。 また、今回の中で補償検討部会の開催も必要になってまいりましたので、その点についても今後調整させていただいた中で、反映していきたいと思います。 次回の委員会開催目途につきましては、一番左の欄に記載のとおり、4月を目途とさせていただいた中で、その際にリスク推定部会の中間報告の一次案、またリスク推定部会で検討している浜見保育園のアスベスト問題に関するリスク推定の第一次案、また補償の考え方ということで補償に関する要綱案等を議題とし、ご検討いただきたいと考えております。 その後も引き続き、リスク推定部会を開催させていただく中で、8月に次の委員会を開催させていただき、4月に検討した案をここで確定させるために、リスク推定部会の中間報告案及びリスク推定の中間報告案をご議論いただけるよう、進めてまいりたいと考えております。 ここでの議論を踏まえ、最終報告に向けたリスク推定部会の開催、リスク推定の中間報告を踏まえた健康対策等の判定部会での検討、また補償に関する補償検討部会での検討を踏まえまして、11月に最終報告の一次案ということで、リスク推定部会の活動報告及びリスク推定の第一次案をご検討いただきたいと考えております。 それを踏まえまして、12月に各部会で検討し、最終的には来年1月に委員会を開催し、リスク推定部会の最終報告、浜見保育園アスベスト問題に関するリスク推定の最終報告、それに基づく健康対策に関する判定部会の最終報告、また補償項目に関する補償検討部会の最終報告という、以上4点を議題とさせていただき、一定の結論へと導いてまいりたいと考えております。 資料9につきましては、その際にご作成いただくこととなる、報告書の構成案となっておりますので、内容についてご確認いただければと思います。</p>

	説明は以上です。
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今のような流れで進められればよいのですが、場合によっては若干遅れることもあるかと思います。</p> <p>あくまで案ではございますが、今日の時点でお気づきの点などはありませんでしょうか。</p>
牛島委員	<p>補償検討部会ですが、先ほどまでは検診に関わる補償について議論していたかと思いますが、この報告の内容も検診に限定してのものということで、よろしいのでしょうか。</p> <p>たとえば、さしがや保育園のように、将来万が一発症した場合の補償については加えなくて、よろしいのでしょうか。</p> <p>それとも、それについても確認していく必要があるのでしょうか。</p>
委員長	私は、今おっしゃった点も含まれると認識しておりますが。
久保委員	どこまで含むかは、色々なパターンがあるかと思いますが、どこまで具体的に盛り込めるかは、今後検討していかないと、何とも言えないところかと思います。
名取委員	<p>判定部会も補償部会もそうだと思いますが、リスクの推定があればこそ、医療判定をどこまでやるべきか、また補償もどの範囲までみていくべきかという話ができるかと思いますが、現時点においては検診をどうしていくべきかというのを重点的に検討すべきだと思います。</p> <p>そのため、補償検討部会についても第5回委員会に向けては、検診に関する補償について、どうしていくかということでよいと思います。</p> <p>判定部会についても、正直申し上げて、どういう対象の方にどの程度リスクがあるのかが不明な段階では、どういう健康対策を行っていくかという提案はできないものです。</p> <p>そのため、前回の委員会でも、リスク推定を急いでいただきたいとお話させていただいたところです。</p> <p>ですから、今回についても、8月頃にある程度のリスクが見通せた段階で、それに基づいてどういう対象の方にどういう検診を行わなければならないということを検討し、その場合にもし発症してしまった場合には、どのような補償を行っていくのかを考えていくのだと思います。</p> <p>現時点から、それを検討することは不可能です。</p> <p>いずれ、リスク推定に応じて対策を講じていくものと考えてはおり</p>

	<p>ますが、第5回の委員会に向けては検診について詰めていくべきかと思ひます。</p> <p>いずれにしても、ある程度のリスク推定が出た段階で、それに基づく健康対策や補償内容の検討が必要になってくると思ひますので、段階的に検討していくべきかと思ひます。</p> <p>あと、事務局に確認ですが、今後の検診については、これから作成する委員会の報告書の後で実施させていただく方が、我々としてはありがたいわけです。</p> <p>今回は、お約束もあるので、暫定的に実施したということもありますが、来年度も検診を実施するようであれば、第4回くらいの判定部会において、検診の準備という項目を入れていただく中で、今回のような準備不足での実施は避けていきたいと思ひます。</p> <p>そのため、急ぎはしませんが、そういった点についてもご検討いただき、早めに調整をしていければと思ひます。</p>
保育課 (武井参事)	<p>検診につきましては、対象者へのご連絡が遅くなってしまうと、不安を感じてしまう方もいらっしゃるかと思ひますし、ご自身で独自にレントゲン等を撮影されてしまう方も発生してしまうかもしれませんので、そのあたりの兼ね合いも見ながら、当然リスク推定部会の結果についても尊重させていただきたいと思ひます。</p> <p>いずれにしても、今後のリスク推定等を鑑みながら、ご相談させていただきたいと思ひます。</p>
名取委員	<p>では、今後の各部会等での検討を待っていただいて、案ではありますませんが、このスケジュールであれば年明けには検診が実施できると思ひますので、もし前倒しを検討される際には、早めに委員会等に諮っていただくよう、お願いいたします。</p>
久保委員	<p>一点ですが、この委員会で報告書を作成するにあたっては、その原案となる原稿については、事務局にて作成いただけるのでしょうか、それとも我々が作成するのでしょうか。</p>
委員長	<p>それは決めてしまえばいいかと思ひますが、それぞれの委員の思ひもあるかと思ひますし。</p>
名取委員	<p>通常は、それぞれの委員なり部会において作成するものと思ひます。それに対して、事務局で校正してもらうことなどはございますが、それぞれの内容については、リスク推定ですとか補償など、その分野の専門的な内容ですので、原稿は作成するものと思ひます。</p>
副委員長	<p>そうなると、いつくらいまでに原稿を作成すべきなのでしょう。</p>

<p>委員長</p>	<p>今のところ、8月あたりに中間報告が必要になりますので、その段階ではある程度は必要かと思います。</p> <p>ただし、あくまで中間報告でありますので、最終的な委員会は1年後の1月です。それに向けて作成していく必要があるということですね。</p> <p>資料9の構成案に担当ということで、私なり名取委員の名前がしっかりと入っておりますが、他の部会の方々についても委員にてご作成いただくということで、お願いしたいと思います。</p> <p>他にご意見など、いかがでしょうか。</p> <p>赤堀委員から、何かありますか。</p>
<p>赤堀委員</p>	<p>基本的なことで申し訳ないのですが、リスクについて、リスクが低くても疾患を発症する可能性がなくなるわけではないと思うので、なぜそんなにリスクにこだわるのかと思ったのですが、村山委員長から浜見保育園でのリスクが低い場合には、別でのリスクが高いということもあるため、そちらを考えていく必要があるし、リスクが低いとされた方々にレントゲン撮影を行うことによる、放射線被ばくのリスクというのも考えなくてはならないということだったと記憶しております。</p> <p>それでも、リスクによって、補償の内容等についても変わってくる可能性があるということなのではないでしょうか。</p>
<p>名取委員</p>	<p>これはあくまで、私の個人的な意見ですが、この間日本の様々なリスクに基づく健康対策の考え方を参照すると、環境中で10万人に1人の方が亡くなるなり発病されるというリスクがある場合には、健康対策などを実施していくという考え方が、今の日本での一般的な考え方だと思います。</p> <p>もっと厳しく、何百万分の一でも実施するという考え方もありますが、それ以下であれば、あまり気にするほどのリスクでないため、健康対策は実施しなくてもよいということになります。</p> <p>なので、今回リスク推定部会で色々と調べていただく中で、何年度から何年度の方々については、リスクは高くないという結論となりましたら、その方々は健康対策の対象にはならない、という考え方になってくるのですね。</p> <p>逆に、何年度から何年度の方々については、リスクが一定程度あるため、その方々については健康対策を実施し、もし発症した場合に</p>

	<p>は、一定程度補償も実施していくということになるわけです。ということが、リスクに基づく健康対策等の基本的な考え方です。ですので、リスクが非常に少ない、ほんの少しだけ吸ってしまった、わずか30本吸ってしまったという方に対しては、それは大丈夫と言ってよいと思います。</p> <p>そうした考え方は色々ありますので、そこをきちんと調べて、詰めていくということが、リスク推定の最も重要な部分であると思います。</p> <p>そのため、どの学年もどの年度の方もリスクが同じというのは、私はちょっと違うのではと思いますので、先ほど申し上げたような基礎的事実を納得いくまで十分お調べいただき、分からない部分については村山委員長が専門ですので、情報が少ない場合のリスクの推定というものを行い、それをかけてもリスクが低いとなれば、あまり心配しすぎてもよろしくないの、そうしたことを詰めていくということです。</p>
久保委員	<p>私の方からは補償についてですが、補償は現実にアスベスト飛散によってアスベスト疾患を発症すれば、どういった場合でも補償の対象となってきます。</p> <p>それがどういう病気で、いつ発症して、いつのばく露が原因となっているのか、ということは関係ないものなのです。</p> <p>浜見保育園との因果関係は重要にはなりませんが、リスク推定によってその発症がどの程度ありそうなのか、本当にその発症の可能性が高い場合には、補償についてもしっかりと検討しなければいけないということです。補償の内容や支払方法ですとか。</p> <p>ですので、その可能性が低い場合には、ある程度おおまかに検討しておいてもよいと思いますので、リスクによってそのあたりが変わってくるものと思います。</p>
赤堀委員	<p>私は一人でも発症の可能性のある方がいれば、しっかりやるものだと考えていたので。</p>
久保委員	<p>もちろん、そのとおりです。</p> <p>ですが、この委員会の検討として、補償の問題をどこまで検討しておくか、発症した人がいた場合に、どういう資料を基に疾患を判定するか、どういう損害が出るかということ、先ほどの休業補償のようなものをどこまでみるか、いくらで認めるのかということを検討する必要はあるわけです。</p> <p>しかし、それについては現実に発症した人があった場合に、その人</p>

	<p>の状態を見なければ分からないですし、何人も出るようであれば、その基準等を決めておかなければならないのです。</p> <p>例えば、公害に関する補償ですと、何千人何万人と発症した場合には、その基準は定められているわけです。</p> <p>ところが、今回の件ではどの程度発症があるのかということが不明のため、どこまで細かく決めておくかというのが問題となっているのだと思います。</p> <p>ということで、リスクの推定を先に行うべきという話になっていると受け止めております。</p> <p>補償検討部会でも検討する際に、リスクの問題として発症はどの程度あるのかという部分が分からないと、どの程度具体性をもって検討していくのかが、不明であるという印象がありました。</p>
牛島委員	<p>難しい問題であると思います。</p> <p>しきい値がないと言われておりますし、これならば発病しない程度と考えていても、発病してしまった時にそれは浜見保育園のせいではないと言えるのかという点は、非常に分かりにくいものだと思います。</p> <p>その時に、否定されてしまうことも不安であるかと思えます。</p> <p>それから、一般的にはなかなか発病しないレベルだけでも、発病したらどうするかという点では、万が一発症した方があった場合には、補償の対象として進めていくということは、一般的な話であると思えます。</p> <p>それはその方の経済状況などを勘案して、損害がどのくらいということは法律で決まっておりますので、そこは問題ないかと思えます。</p> <p>今回、リスクの推定で大事なものは、全体として藤沢市が何年度の人を対象に検診という公的な仕組みを作るべきなのか、それが不要なのか、という問題に取り組むうえでリスクが重要という点と、万が一発症した場合にリスクが低いから浜見保育園のせいではないでしょうということ、因果関係を否定する理屈というのを、保護者が説明すべきなのか、または藤沢市が説明すべきなのかという立証責任という視点では、保護者がそれを負担させられたら困るという点がありますので、リスク推定の必要性があるということです。</p> <p>いずれにしても、万が一発症してしまった場合には、個別に検討することとなりますが、ある程度は決めておく必要があるということです。</p> <p>しかし、リスクが低いからといって、市に責任がないという話にな</p>

	<p>るわけでもないということです。</p>
赤堀委員	<p>リスクが0ということはないと思いますが、この件を周囲の保護者に説明する際に、いつも苦労します。</p> <p>リスクが低いとされた際に、どうしてそれが各項目に影響するのか、ということの説明が難しいのです。</p> <p>今の議論を聞いていても、リスクが低いとされた際には、ここについては検討しなくてもいいということなのかとを感じる部分もあります。</p>
名取委員	<p>ある意味では、そういう面もあります。</p> <p>つまり、ここでも1リットルあたり0.1本程度のアスベストがあります。全員がいつもアスベストを吸っていると言っても過言ではないわけです。</p> <p>しかし、みなさん「関係ない」ということで、日常生活を送られているわけです。</p> <p>そうした意味では、色々と検証した結果、浜見保育園の案件でも1リットルあたり0.2本の量が2日間だけ飛散していたとなった場合、いつも0.1本吸っているものがその2日間だけいつもより余計に吸ってしまったという程度の話になるわけです。</p> <p>そうすると、検診等を行って、余計な不安を煽るよりも、今までどおり生活されている方が、平穩に暮らせるということもあるわけです。</p> <p>しかし、それが1リットルあたり100本の量が2週間飛散していたとなると、それに対しては対策等を実施していかななくてはならなくなるわけです。</p> <p>いつもの1000倍の量を吸っているわけなので、全く状況が異なってきます。</p> <p>そのため、そうしたあたりを調査していただいたり、どの程度であるのかという点を推定していただいて、難しいですが表現についてもなるべく分かりやすくしていただくということをお願いしているところなのです。</p> <p>1リットルあたり0.2本程度の量で2日間であれば、私は「大丈夫です」とお伝えしてよいと思います。</p> <p>しかし、もっと多い量であれば、念のため検診を受けて診ていきましょうというアドバイスに変わってきますので、そのあたりの根拠をリスク推定部会をお願いしているわけです。</p>
赤堀委員	<p>そもそも何も分かっていない状態で、リスクや補償という話になっ</p>

	<p>ているため、非常に分かりにくかったのですが、この説明でだいぶ分かりました。</p>
委員長	<p>この場で、無理にご納得いただく必要はないです。</p> <p>この委員会に市民委員が入っているというのは、そうした率直なご意見を出していただくということなので、この委員会の場で議論することも大切なのですが、必要に応じて他の保護者の方々へ説明する機会というのを設けることも検討しなければいけないかもしれません。</p>
名取委員	<p>先ほどもお話のあったとおり、赤堀委員には聞いてこられるということもあるわけですから、まだ我々の取り組みも知られておらず、保護者の方も色々あるのだなという気がします。</p>
赤堀委員	<p>保護者は働いていて子育てもしているため、忙しく、わざわざ市のホームページを見ようとはしないのですね。その気力がないのですね。主婦も忙しいので。</p> <p>そのため、私がこうした資料を私なりの言葉に修正して、みなさんに情報提供したりしていますが、実際私も全てを分かっているわけではないです。</p> <p>市ではホームページに掲載しているとおっしゃいますが、この難しい文書を質問ができない状況の中で理解しようとする気力が、みなさんには起きてこないかと思います。</p> <p>そのため、質問もなかなかできないので、私のところに質問が集まるのかと思います。</p>
委員長	<p>そうした意味では、資料の9として報告書構成案がありますが、これがまとってきた段階で、保護者の方々に説明する機会を設けるか、またはこれに加えて、分かりやすい資料も作成するかという方法を検討していかなければならないかと思います。</p> <p>保護者の方々にご理解いただかなければ、この委員会を作った意味もないかと思いますので。</p> <p>ということで、この件についても検討してまいりたいと思います。</p> <p>では、時間も迫っておりますので、その他に移らせていただきます。事務局から何かございますか。</p>
事務局 (中野主任)	<p>先ほどからもお話が出ておりますが、情報発信という点をご検討いただければと考えております。</p> <p>現状では、保育課からアスベストニュースレターというものを、随時発送しておりますが、この浜見保育園のアスベスト問題に関する</p>

	<p>議論というのが委員会に預けられている状態でもありますので、そこをどのように発信していくかという点。</p> <p>また、委員会としての情報発信については、現状ホームページ掲載に留めているところですが、今後中間報告ですとか最終報告というものが出来上がってまいりますので、ホームページ掲載の他にニュースレターのような個別通知なども検討できればと考えております。</p> <p>具体的には、これまでの議論の経過ということで1回、中間報告の段階で1回、最終報告の段階で1回と、委員会からの情報提供として個別通知を行えばと考えておりますが、そのタイミングですとか内容について、この場でご検討いただければと考えております。よろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>情報提供の方法ということで、基本的な方針をご提案いただきましたが、よろしいでしょうか。</p> <p>すでに各委員会の情報については、ホームページに掲載されているとのことですが、来年度の中間報告と最終報告については、個別に発信していくということかと思えます。</p> <p>そのほかに、先ほどの話にもありましたとおり、最終報告の段階では、説明会の開催というのも検討しなければならないということですので。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、これで本日用意された議題は終了となります。</p> <p>次回は4月に開催予定ということで、日程調整については、再度事務局より連絡があるとのことですので。</p> <p>では、これで本日の委員会を終了します。</p> <p>お疲れ様でした。</p>